



裁判長 認印	印
-----------	---

調 書 (決定)	
事件の表示	令和2年(才)第940号 令和2年(受)第1181号
決定日	令和3年3月11日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	小池裕 池上政幸 木澤克之 山口厚 深山卓也
当事者等	上告人兼申立人 植村 隆 同訴訟代理人弁護士 中山 武敏 ほか 被上告人兼相手方 株式会社文藝春秋 同代表者代表取締役 中部 嘉人 被上告人兼相手方 西岡 力 上記兩名訴訟代理人弁護士 喜田村 洋一 ほか
原判決の表示	東京高等裁判所令和元年(ネ)第3134号(令和2年3月3日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。</p> <p style="text-align: center;">令和3年3月11日</p> <p style="text-align: center;">最高裁判所第一小法廷</p> <p style="text-align: center;">裁判所書記官 小林 亜久 印</p>	

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。



これは正本である。

令和3年3月11日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 小林 亜

